

屋外広告物の安全対策の更なる充実に関する市民意見募集の結果について

京都市では、平成19年の新景観政策の施行により、多くの市民・事業者の皆様の御理解と御協力をいただき、3万箇所を超える建物の屋上看板の撤去や看板の改善をしていただいた結果、「京都のまちなみが、より美しくなった。」といった高い評価をいただいております。

また、安全対策についても、危険な屋外広告物の改善、改修を指導するとともに、許可を要する屋外広告物について、定期的な安全点検を求めるなどの対策を実施してまいりました。しかしながら、他都市において、老朽化した屋外広告物の落下や倒壊等による重大な人身事故が相次ぎ、屋外広告物の安全性の確保がより一層求められております。

そのため、市民や京都を訪れる皆様の安心、安全をより一層高めるため、この度、安全対策の更なる充実について概要を取りまとめ、市民の皆様幅広く御意見を募集いたしました。

当意見募集につきましては、当初、令和2年3月30日から4月30日まで実施しましたが、この期間が、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛の要請や緊急事態宣言の発出と重なったことから、より丁寧に市民の皆様から御意見を伺うため、意見募集の内容を変えずに、6月19日から7月20日までの間、再募集しております。

この度、市民意見募集の結果を取りまとめましたので、御報告いたします。

1 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和2年3月30日（月）から4月30日（木）まで
令和2年6月19日（金）から7月20日（月）まで

(2) 周知方法

京都市情報館、市民しんぶん掲載、市民意見募集冊子の配布（広告景観づくり推進課窓口、市役所、各区役所・支所等）

(3) 意見募集結果

ア 意見書数及び意見数

意見書数：222通 意見数：662件

イ 御意見をいただいた方の属性

別紙1のとおり

ウ 御意見の内容と本市の考え方

別紙2のとおり

3 今後の予定

令和2年11月 市会に条例改正議案を提案

令和3年 4月 改正条例の施行

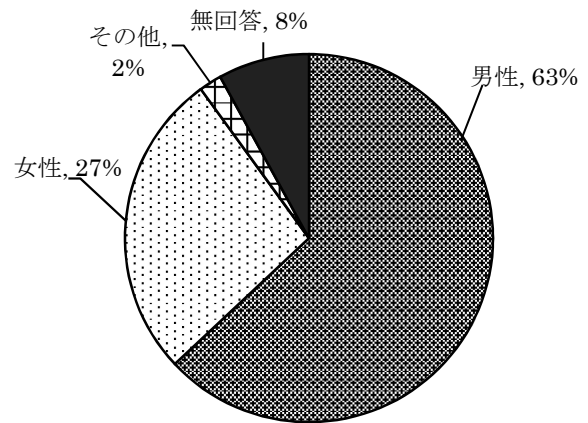
※ 高さが4mを超える位置に設置され、設置後9年を経過する屋外広告物に係る、有資格者による点検義務については、条例施行後3年間の経過措置（*）を設ける予定です。

（*） 許可は3年間有効なため、条例改正後約3～6年間の間の許可更新時に安全点検の報告を行っていただくこととなります。

御意見をいただいた方の属性

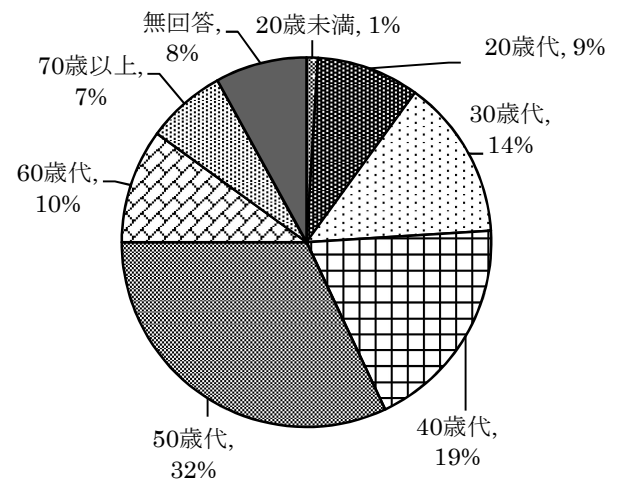
1 性別

区分	通数	割合(%)
男性	140	63
女性	59	27
その他	5	2
無回答	18	8
合計	222	100



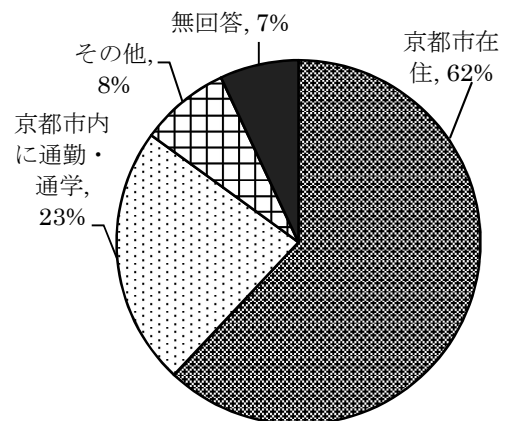
2 年齢

区分	通数	割合(%)
20歳未満	2	1
20歳代	20	9
30歳代	31	14
40歳代	41	19
50歳代	72	32
60歳代	22	10
70歳以上	16	7
無回答	18	8
合計	222	100



3 お住まい等

区分	通数	割合(%)
京都市在住	137	62
京都市内に通勤・通学	51	23
その他	18	8
無回答	16	7
合計	222	100



屋外広告物の安全対策の更なる充実に関する市民の皆様の主な御意見と
御意見に対する京都市の考え方（案）について

（御意見の内訳）

項	目	意見数
1	屋外広告物の管理に関すること	210
	見直し案の趣旨に賛同する御意見	67
	適切な指導，罰則強化等を求める御意見	24
	全ての屋外広告物に管理を求めることに関する御意見	39
	管理をしなければならない者に所有者や占有者を加えることに関する御意見	51
	その他の御意見	29
2	屋外広告物の安全点検に関すること	244
	見直し案の趣旨に賛同する御意見	63
	点検の内容等に関する御意見	20
	費用負担の軽減等に関する御意見	20
	経過措置に関する御意見	6
	全ての屋外広告物に安全点検を求めることに関する御意見	43
	有資格者による安全点検が必要となる屋外広告物の対象の拡大に関する御意見	43
	その他の御意見	49
3	有資格者の追加に関すること	155
	見直し案の趣旨に賛同する御意見	85
	その他の御意見	70
4	その他の御意見・御提案	53
	合 計	662

1 屋外広告物の管理に関すること（210件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【見直し案の趣旨に賛同する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の安全性を高める取組は、ぜひ進めてほしいです。 ・ この見直しにより、屋外広告物がしっかりと管理されることを願っています。 ・ 自然災害等が多発していることもあり、必要なことだと思います。 <p>など</p>	67	<p>本見直しは、屋外広告物の落下，倒壊等による事故を防止することを目的に、屋外広告物の表示者等の管理義務及び所有者・占有者の責務を明確にするものです。これにより、屋外広告物の一層の安全確保を図ってまいります。</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【適切な指導，罰則強化等を求める御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直した内容が守られるように，周知徹底してください。 指導件数が増えて大変だと思いますが，しっかり指導をお願いします。 どのような罰則が適用されるのか，広く周知してください。 罰則の強化をしてください。 市は，許可対象でない物件を，どのように把握するのでしょうか。 <p style="text-align: right;">など</p>	24	<p>《周知》</p> <p>制度の周知は重要であると認識しています。周知期間を適切に設け，関係団体等とも連携しながら，周知してまいります。</p> <p>《指導・罰則》</p> <p>管理義務に違反する屋外広告物に対しては，罰則の強化よりも，まずは適正管理を求める指導を実施することが重要と考えております。指導に従っていただけない場合については，措置命令や行政代執行等の法的措置を視野に入れた毅然とした対応を行います。</p> <p>《許可対象でない広告物の把握》</p> <p>本市のパトロールや市民からの通報等により，危険な屋外広告物を確認した場合，条例に基づき管理状況や安全点検の報告を求めるとともに，強く是正を求めるなど，適切な指導を実施していきます。</p>
<p>【全ての屋外広告物に管理を求めることに関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可を受けた広告物だけでなく，全ての広告物に管理を求めることは良いことだと思います。 許可不要の屋外広告物であっても，落下等の危険性については変わらないため，全ての屋外広告物を管理対象とすることは重要だと思います。 看板を出す以上，安全に気を付けるのは当然です。これまで，一部の看板にしか管理義務がなかったことのほうが不思議なくらいです。 危険でない看板は，管理不要にしていきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	39	<p>《見直しの趣旨》</p> <p>本見直し案は，表示者等が屋外広告物を良好な状態に保持しなければならないことを明確に定め，周知徹底することにより，表示者等に適切な管理を促し，屋外広告物の安全性の更なる向上を目指すものです。</p> <p>《適用除外の有無》</p> <p>安全だけでなく，景観の面からも，表示者等は，屋外広告物を良好な状態に保持しなければなりません。このため，屋外広告物の全てについて，例外なく管理が必要であることとしております。</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【管理をしなければならない者に所有者や占有者を加えることに関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者などにも責任があることが明確化され、全ての広告物が責任をもって管理されるようになり、大変良いことだと思います。 管理者不在で放置された広告物の減少につながるため、安全面、景観面で効果が期待できると感じました。 管理者が不明な広告物は、市で撤去してください。 逆に管理責任を負う者が不明確にならないか心配です。広告物の安全に関する責任を誰が負うのかを明確にしてほしいです。 所有者は、条例で義務化せずとも、民法などで管理責任があるのではないのでしょうか。 所有者や占有者にも罰則が適用されるのでしょうか。 <p style="text-align: right;">など</p>	51	<p>《見直しの趣旨》</p> <p>従来は看板を所有するビルオーナー等や看板を借りて広告を掲出する占有者（テナントや広告代理店）の管理義務が明確でなかったため、所有者や占有者にも管理責任があることを条例に明記することにより、管理する者がいない屋外広告物がなくなることを意図しています。</p> <p>《指導等の対象》</p> <p>表示者、設置者又は管理者がいる場合は、従来どおり、これらの者に対し安全管理の指導を行います。廃業等の理由により表示者等がおらず危険な状態で放置されている屋外広告物に対しては、所有者又は占有者であるビルオーナーや土地所有者等に対し適切な管理を履行するよう指導してまいります。</p> <p>《民法との関係》</p> <p>御指摘のように、民法では、工作物の設置又は保存に瑕疵があることにより他人に損害を生じさせた場合は、占有者又は所有者が損害賠償責任を負うこととされており、このことと整合性を図る観点からも、所有者及び占有者にも管理責任があることを条例に明記します。</p> <p>《所有者等への罰則の適用》</p> <p>現状において、許可を受けた表示者等には罰則の適用がありますが、所有者及び占有者への適用につきましても、現在、関係機関と協議中であり、その結果を踏まえて判断してまいります。</p>
<p>【その他の御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物に管理責任者等の氏名を表示するなどにより、責任の所在をはっきりさせると、効果があるのでは。 管理できない方は、看板を出すべきではない。 占有者を対象にすることにより、手続きの手間が増えるので、新規申請や更新に係る手続き期間を長くしてほしい。 路上に置かれている看板について、指導の徹底をお願いします。 <p style="text-align: right;">など</p>	29	<p>屋外広告物に関する貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。今後の屋外広告物行政の運用の参考にさせていただきます。</p>

2 屋外広告物の安全点検に関すること（244件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【見直し案の趣旨に賛同する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の落下、倒壊による事故は人命にかかわる可能性もあるので、安全点検等を充実するのは賛成です。 歩行者が安全に歩けるような町となるためにも、今回の改正は必要だと思います。 安全性がしっかり確認されるようにすることは、必要だと思います。 <p>など</p>	63	<p>本見直し案は、屋外広告物の落下、倒壊等による事故を防止することを目的に、屋外広告物の安全点検義務を明確にするものです。適切な安全点検が行われることにより、屋外広告物の一層の安全確保を図ってまいります。</p>
<p>【点検の内容等に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検に関してのガイドラインのようなものを広く周知していく必要があると思います。 目視だけでは不十分なケースがあります。どの程度の調査を行う必要が生じるのか、具体的例示をしていただければありがたいと存じます。 現在の点検報告書の点検項目では、不十分である。 3年に1回だけではなく、毎年点検すべきではないでしょうか。 <p>など</p>	20	<p>《点検方法》</p> <p>屋外広告物の安全点検の実効性を高めるため、点検箇所や点検項目等について分かりやすくお示しすることが必要であると考えており、いただいた御意見も踏まえ、今後、関係団体等とも連携し、周知方法等について工夫してまいります。</p> <p>《安全点検報告書》</p> <p>安全点検報告書の点検項目等についても、より細かく明記するなど内容の充実を図ってまいります。</p> <p>《点検の頻度》</p> <p>許可対象の屋外広告物は、3年に1回の許可更新時に安全点検報告書を提出いただきますが、それに加えて、許可対象でない屋外広告物も含め、1年に1回は目視等により確認することを、推奨したいと考えております。</p>
<p>【費用負担の軽減等に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全第一ですが、広告物の設置者に過度な負担とならないことを望みます。 資格者に点検を頼むと、費用が掛かります。安価にできる方法はないのでしょうか。 費用負担が増加しますが、補助等はあるのでしょうか。 <p>など</p>	20	<p>《見直しの趣旨》</p> <p>安全点検の費用につきましては、市民・事業者の皆様にならぬ新たな御負担をかける場合もありますが、落下等の事故が発生した場合には、人命が失われることもありますので、本見直し案に御理解をいただきたいと考えております。</p> <p>《費用の軽減》</p> <p>安全点検作業の標準化や複数物件の一括点検による費用の削減など、経済的負担が低減できないか、広告物業者や業界団体からも意見を伺い、対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>《補助金等》</p> <p>安全点検は、屋外広告物の管理者等が自らの責任をもって行うものと考えています。このため、補助金等を設ける予定はございません。</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【経過措置に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全に関わることなので、3年間の経過措置を設けず、すぐにでもやるべきではないか。 コロナの影響のある今すぐでなく、3年間の経過措置期間が設けられているので、実施時期も適当だと思います。 現状での負担増は厳しいので、猶予期間をもっと延長してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	6	<p>《経過措置の趣旨》</p> <p>本市においては、平成19年の新景観政策において、他都市と比較して非常に厳しい規制を実施いたしましたが、その際にも、市民・事業者へ丁寧な説明を行い、御理解と御協力を得ながら進めてまいりました。本見直しにおいても、一定の経過措置期間を設け、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、新たに有資格者点検が必要となる見直しにつきまして、条例施行後の最初の許可更新時に、「次回（3年後）の安全点検から有資格者点検が必要となる」ことを説明するため、経過措置期間を3年間としました。</p>
<p>【全ての屋外広告物に安全点検を求めることに関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての屋外広告物を定期的に点検すべきと考えます。 許可の有無にかかわらず、全ての屋外広告物で落下事故の可能性があるため、必要な改正だと思います。 点検をしない無責任な方がいなくなることを期待します。 危険でない看板は、点検不要にしてほしいです。 <p>許可対象でない広告物も含め、点検が確実に行われていることを確認してください。</p> <p>貼り紙だけでなく、壁に直接描いたものや壁を彫り込んだものなどは、安全点検する必要はないのでは。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	43	<p>《見直しの趣旨》</p> <p>本見直しにより、許可の有無に関わらず、全ての屋外広告物に安全点検を行う必要があることを明確にし、安全性の更なる向上を図ります。</p> <p>《許可対象でない広告物の点検》</p> <p>許可対象の屋外広告物については、これまでどおり許可更新時に安全点検報告書を提出いただきます。許可対象でない屋外広告物は、定期的な安全点検報告書の提出義務はありませんが、安全点検の必要性を広く周知・啓発いたします。また、本市のパトロールや市民からの通報等により、危険な屋外広告物を確認した場合、条例に基づき管理状況や安全点検の報告を求めるとともに、強く是正を求めるなど、適切な指導を実施していきます。</p> <p>《点検不要の広告物》</p> <p>貼り紙等のほか、御指摘のありました壁に直接描いたものや壁を彫り込んだものなど安全上支障のないものについては、安全点検の対象外といたします。</p>

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【有資格者による安全点検が必要となる屋外広告物の対象の拡大に関する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年数の経過した物や高所に設置された物については、人命にかかわるような事故が発生する可能性が高くなるため、専門的な知識、技術のある人が点検することは賛成です。 設置後9年や高所設置（4m超）以外にも、危険な看板があるので、有資格者点検については、対象を限定するのではなく、全ての広告物にするべきではないでしょうか。 切り文字広告は、それほど重量がないので、有資格者の安全点検は不要ではないでしょうか。 建築基準法に基づく定期報告と屋外広告物の点検は、点検内容や点検者の資格等が違うのではないのでしょうか。定期報告書が屋外広告物の安全点検に取って代わるものではないと考えます。 建築基準法に基づく定期報告と今回の安全点検は合理的に行えるよう工夫してほしいです。 <p style="text-align: right;">など</p>	43	<p>＜見直しの趣旨＞</p> <p>高所に長期にわたって設置された屋外広告物は、落下等の重大な事故につながる可能性が高くなりますが、高所の安全点検には足場の設置や高所作業車等の使用が必要なことから、管理・安全点検が行き届かない可能性があります。このため、高さ4m超、かつ設置後9年を経過した屋外広告物については、広告物の形態に関わらず、有資格者による定期的な安全点検の必要性が高いと判断しました。</p> <p>＜有資格者点検の対象でない広告物＞</p> <p>これまでからも、有資格者点検の対象とならない屋外広告物についても、できるだけ有資格者による安全点検をお願いしており、今後も継続してこのような取組を進めてまいります。</p> <p>＜建築基準法の定期報告との関係＞</p> <p>建築基準法に基づく定期報告の点検については、屋外広告物法及び条例に基づく安全点検と重複する部分があります。このため、重複部分について、安全点検項目を省略できるようにするなど、市民・事業者の皆様の負担軽減策を検討してまいります。</p>
<p>【その他の御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民から安全に不安のあるものについて情報提供を受け付け、しっかり対応すべきではないでしょうか。 見るからに危険なものは、速やかに撤去されるべきだと思います。 更新の機会以外にも、無作為抽出による検査実施など検討すべきではないでしょうか。 <p style="text-align: right;">など</p>	49	<p>本市といたしましては、今後とも、管理者等が自らの責任をもって安全確保に努めていただけるよう、安全点検の必要性を広く周知・啓発いたします。また、本市のパトロールや市民からの通報等により、危険な屋外広告物を確認した場合、条例に基づき管理状況や安全点検の報告を求めるとともに、強く是正を求めるなど、適切な指導を実施していきます。</p> <p>また、その他の御意見につきましても、今後の屋外広告物行政の運用の参考にさせていただきます。</p>

3 有資格者の追加について（155件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>【見直し案の趣旨に賛同する御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物点検技能講習修了者は、専門的な知識と現場の経験があるので、有資格者に加えるべきだと思います。 ・ 点検技能講習修了者の方々が実務経験者として現実的だと思います。有資格者の追加は良いと思います。 ・ 安全点検の推進のため、専門家の対象を拡大されるのは、良いことだと思います。 <p style="text-align: right;">など</p>	85	<p>《見直しの趣旨》</p> <p>屋外広告物点検技能講習を受けることができるのは、屋外広告物の工事の実務経験（年数及び件数）を有する者と決められています。このため、国はこの技能講習修了者を、屋外広告物の安全点検の有資格者として認めています。</p> <p>本市は、安全点検技能を備えた有資格者の数を増やすことにより、市民・事業者の皆様の安全点検の履行を支援することにもなり、結果として安全の確保に資することになると考えております。</p> <p>《特定建築物調査員》</p> <p>特定建築物調査員も、一級建築士及び二級建築士と共に、建築基準法に基づく定期報告を行う資格を持っておりますので、屋外広告物の点検の有資格者としてまいります。</p>
<p>【その他の御意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講習修了者の追加は、必要ないと思います。講習を受けただけで、技術が身に付くのか疑問です。 ・ 資格については、更新制にすることや安全管理講習の受講を義務付けるなど、点検する技術があることを担保する取組を行ってほしいです。 ・ 「定期報告書」を点検報告書の代わりにするなら、特定建築物調査員も有資格者に加えてほしいです。 <p style="text-align: right;">など</p>	70	

4 その他の御意見・御提案（53件）

主な御意見（要旨）	件数	御意見に対する本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の安全点検に係る規制は、厳しすぎるくらいでちょうどいいと思います。 ・ 安全に関わることなので、パブリックコメントで決めるべきではないと思います。 ・ 地域ごとに派手な看板が大丈夫な場所と大丈夫ではない場所をつくれれば、良いと思います。 ・ デザインや色に対する審査だけでなく、不燃材を使用するなど、強度や素材等も重要な要素だと思います。 ・ これまで起きた事故の原因を蓄積して、情報発信してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	53	<p>今回の見直しは、屋外広告物の安全性の更なる向上のため、管理及び安全点検に関する見直しを行うこととしております。本見直しにより、市民・事業者の皆様に対し更なる負担を強いる面もありますので、広く皆様の意見を制度に反映するため、パブリックコメントを行いました。</p> <p>また、地域ごとの基準や強度、素材やその他の屋外広告物に関する御意見等につきましては、今後の屋外広告物行政の運用の参考にさせていただきます。</p>